



うちなー健康経営宣言

第1646号

令和 6 年 1 月 12 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「誰もが働きやすい職場を目指し健康経営に取り組んでいく」

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 適正飲酒対策に取り組む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や、有給休暇取得を促進する。
7. 治療と仕事の両立支援に取り組む。
8. インフルエンザ予防接種等の推進
9. 出勤時、アルコールチェッカーで測定する。チェック表を提示し、記録する。飲酒運転への危機意識を高める。
10. ノー残業DAY（入替業務・業者立入り作業日以外の日）に務める。
11. 二次健康診断対象者への受診奨励

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。